

平成18年第1回（2月）定例会

県央県南広域環境組合  
議会 会議録

平成18年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成18年2月24日 (1日間) 午後2時00分開会

平成18年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、諫早市のホテルグランドパレス諫早に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 内田 豊	2 番 荒木 兼作	3 番 赤崎 光善
4 番 木村 和俊	5 番 山口 一輝	6 番 青木 弘義
7 番 水田 寿一	8 番 大久保 正美	9 番 町田 誠
10 番 酒井 八洲仁	11 番 小嶋 光明	12 番 川田 典秀
13 番 北浦 守金	14 番 古川 利光	

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管 理 者 吉次 邦夫	副管理者 吉岡 庭二郎	副管理者 伊藤 邦弘
副管理者 本田 龍一		
参 考 人 本多 修		
収 入 役 池松 正光	代表監査委員 本村 三郎	
事務局長 高田 徳一	施設課長 森松 光明	施設課長補佐 田中 金大
施設課長補佐 山本 修	管理係長 土井 勝好	運行係長 大石 講二
施設課吏員 杉本 克也	総務課吏員 濱崎 和也	

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 谷口 啓	書記 荒木 学	書記 船津 健一郎
----------	---------	-----------

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	議席の指定について
日程第2	会議録署名議員の指名について
日程第3	会期の決定について
日程第4	議会運営委員会委員の選任について
日程第5	一般質問
日程第6	議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例)
	議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条

- 例の一部を改正する条例)
- 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(県央県南広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について)
- 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
(長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について)
- 議案第 6号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第 7号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 議案第 8号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第 9号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 議案第10号 平成18年度県央県南広域環境組合一般会計予算
- 議案第11号 監査委員(議員のうちから選任する委員)の選任につき同意を求めることについて

## 5 議事の経過

(午後14時00分 開会)

### ○議長(古川利光君)

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成18年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、14名でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の出席を求めましたのでご報告いたします。

まず、議事に先立ちまして、島原市及び雲仙市の合併に伴いまして、新たに組合議員として選出されました方々をご紹介します。

まず、島原市議会議員の荒木兼作議員でございます。

(「よろしくお願ひします。」と呼ぶ者あり)

### ○議長(古川利光君)

続きまして、雲仙市市議会議員の酒井八洲仁議員でございます。

(「酒井です。よろしく。」と呼ぶ者あり)

### ○議長(古川利光君)

次に、雲仙市議会議員の大久保正美議員でございます。

(「大久保です。よろしくお願ひします。」と呼ぶ者あり)

### ○議長(古川利光君)

同じく、町田誠議員でございます。

(「町田でございます。よろしく申し上げます。」と呼ぶ者あり)

○議長（古川利光君）

議事の進行上、仮議席を指定いたします。

只今着席の席を仮議席といたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可します。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

皆さん、こんにちは。

一言ごあいさつを申し上げます。

本日、県央県南広域環境組合平成18年第1回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、新たに副管理者となられました方をご紹介いたしたいと存じます。

深江町の本田龍一町長さんでございます。

(発言する者あり)

また、本日は所用により欠席されておりますが、雲仙市の奥村慎太郎市長も新たに副管理者となっております。今後ともよろしく願いいたします。

また、新たに組合議員となられました4名の議員の方々につきましては、今後のご指導、ご協力をよろしく願いいたします。

さて、本県央県南クリーンセンターは、昨年4月から本格稼動を開始し、まもなく1年が経過しようとしています。

この間、ごみピット残量の増加に伴い、プラント機器の定期点検を行った6月末から8月中旬までの約、失礼しました、35日間、長崎市東工場へ処理の一部を委託いたしました。このこと以外は順調に推移をいたしております。

また、ダイオキシン等有害物質につきましては、法規制値を大幅に下回っております。ごみ処理広域化の当初の目的の1つであります有害物質の拡散防止という目的を十分に果たすことができているものと考えております。

今後も、経済的かつ安定的な業務遂行を続けていく所存でございますので、よろしくご理解、ご協力をお願い申し上げたいと存じます。

それでは、本日提出いたしました議案につきましてでございますが、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」、ほか9議案でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（古川利光君）

それでは、日程第1「議席の指定」を行います。

議席は議長において指定をいたします。

議員、議員の議席番号と氏名を書記長に朗読いたさせます。

○書記長（谷口 啓君）

朗読いたします。

1番、内田豊議員。

2番、荒木兼作議員。

3番、赤崎光善議員。

4番、木村和俊議員。

5番、山口一輝議員。

6番、青木弘義議員。

7番、水田寿一議員。

8番、大久保正美議員。

9番、町田誠議員。

10番、酒井八洲仁議員。

11番、小嶋光明議員。

12番、川田典秀議員。

13番、北浦守金議員。

14番、古川利光議員。

以上でございます。

○議長（古川利光君）

ただ今朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

ただ今から、全員協議会を開くため、しばらく休憩をいたします。

その間で議席の休憩を、交替をお願いいたします。

（午後14時 5分 休憩）

（午後14時14分 再開）

○議長（古川利光君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「会議事録署名議員の指名について」を議題といたします。議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

よって、会議事録署名議員は議長において11番小嶋議員、12番川田議員を指名いたします。

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日間と決定いたしました。  
議事日程は、お手元に配布しております「議事日程表」により執り行いたいと思いますので、ご了承願います。

次に、事務局から発言を求められておりますので、この際許可します。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

皆様、こんにちは。

それでは、事業の状況等についてご説明をいたします。

その前に、新たに組合議員となられました荒木議員、酒井議員、大久保議員、町田議員におかれましては、今後のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、搬入の状況についてでございますが、心配された年末年始のごみの搬入につきましましては大きな混乱も無く、搬入されたごみの量も想定より少ない量でございました。

昨年4月の本稼動以降本年1月までの受入量は約70,500トン、処理量は約71,500トンとなっており、処理量が約1,000トン上回っている状況でございます。

機器の定期点検に長崎市東工場に処理の一部を委託したことを除いては、概ね順調に稼動、処理できているものと判断をいたしております。

また、先程、管理者のご挨拶でもございましたとおり、組合設立当初の目的の一つでもありましたダイオキシン類の排出量削減につきましても、10月の測定結果でございますが、法規制値0.1ナノグラムに対し、1号ガスエンジンで、0コンマ、0が五つ並びます、0.0000018ナノグラムとなっているなど、測定値は法規制値、さらには諫早市との環境保全協定による値を大きく下回っており、目標を達成できております。

今後も、機器や運転体制の改善等により、ピット残量の減量化を進め、また構成自治体と連携を取りながら、搬入されるごみの減量化を図り、より安定的な操業ができるように努めて参りたいと考えているところでございます。

ご理解を賜りたいと存じます。

次に、余熱利用施設の工事についてでございます。

1月末現在の進捗率は97.67パーセントとなっており、今月末の工事完了に向けて順調に進んでおります。

また、指定管理者における開業に向けた準備も順調に進んでおり、今後、3月下旬のプレオープンを経て、4月1日の正式オープンを迎える予定でございます。

以上で、事業の状況等の報告とさせていただきます。

○議長（古川利光君）

次に、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

本年1月1日の島原市、有明町の合併に伴い、議会運営委員会委員が1名欠員となっております。

よって、議会運営委員会委員を1名選出する必要があります。

委員の指名は、議会委員会条例第5条により議長が会議に諮って指名することになっております。

これにより、議会運営委員会委員の失職に伴う委員を議長によって指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長(古川利光君)

ご異議なしと認め、議長により議会運営委員会委員を指名いたします。

9番 町田議員。

町田議員には議会運営委員会を務めていただきますように、よろしくお願いをいたします。

次に、日程第5「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願ひいたします。

発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるように協力をお願いいたします。

答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確な答弁を願います。

一般質問の発言順序については、申合せにより通告順となっておりますので、まず、1番内田議員。次に4番木村議員の順番といたします。

それでは、1番 内田議員。お願いします。

#### ○1番(内田豊君)

え～、それでは、あの、一般質問に入りますけども、まず、県央県南広域環境組合を構成する各行政における分別収集の統一的対応による可燃物減量化の促進について質問をいたします。

本年度、平成17年度より本格稼働となった県央県南環境、広域環境組合の焼却炉で処理する可燃化物について、現状を見ますと各行政団体における分別収集品目の違いや事業系ごみの分別不徹底などにより、本来、資源化物として取り扱う品目が搬入、処理され、結果として可燃、可燃物の増加につながっているのではないかと思われてなりません。

国が目指すリサイクル社会の推進は、法の目的にもありますように、資源化物の積極的活用による環境負荷の低減にあると思えますけども、現在のように各行政団体個々の対応や、事業系廃棄物不徹底の状況では不公平、非合理との指摘を受けても仕方がないのではないかと。そのことが廃棄物処理負担金の増加につながっているのではないかと思っております。

そこで広域環境組合として、各行政団体や事業主に対して分別収集の統一的対応を求めることができないのかどうか。このことは広域環境組合を構成する各行政団体の分別収集品目のより一層の多様化、拡大につながってくると思えますし、事業所より排出される廃棄物の分別徹底化も併せると可燃化物の減少につながり、結果として負担金の低減につながってくると思えますけども、こうした対応をしっかりとすべきではないのかと思えますけども、

ご意見をお聞きしたいと思っております。

続きまして、県央県南広域環境組合の分担金について質問をいたします。

管理者もご理解のとおり、長崎県下はいわゆる平成の大合併により自治体合併が進み、この広域環境組合を構成する行政団体も今年4月以降は4つの団体に再編されることとなりますけれども、このことによりまして分担金の負担割合に変化が出てくると聞いております。

理解しております範囲では、分担金の割合について、これまでの建設費と現在の運営費についてはいずれも均等割20パーセント、人口割80パーセントであり、運転費は均等割20パーセント、ごみ量割80パーセントなっていると思っておりますけれども、この均等割の状況について平成16年度の17団体から、平成17年度の12団体を経て、平成18年度以降は4つの団体になることから、なるところから、均等割の負担金額に大きな差異が生じると聞いております。

各行政の取り組みの結果として、生じるごみ、可燃物の搬入量増加による負担増は、一定程度は理解できますけれども、合併の状況、行政団体の数の減少に基づいて均等割の負担が増加することについては理解できないことでもありますけれども、どのような経過と理由でこのようになったのか、またそのことについての考えをお聞きしたい。

さらに、是正をすべきではないのか、と思っておりますので、ご意見を賜りたいと思っております。

以上で、最初のですね、質問を終わります。よろしく申し上げます。

○管理者（吉次邦夫君）

議長、管理者。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

まず、あの、内田議員のご質問でございますが、ごみの分別収集の統一的対応についてでございます。

平成9年に国が策定いたしました新ガイドラインに基づきまして長崎県におきまして平成11年に「長崎県ごみ処理広域化計画」が策定されまして、ごみ処理施設建設に関する事務を共同処理する県央県南広域環境組合を設立したところでございます。もう、ご承知のとおりでございます。

本組合といたしましては、圏域で構成する市町のこれまでのごみ処理について、詳細に調査、検討いたしまして「ごみ処理基本計画」及び「ごみ処理施設基本計画」を策定いたしまして、施設の整備を進めてまいりました。

ごみ処理基本計画におきまして想定していたごみ量は日量221トンで、年間80,665トンとなっておりますが、現実には約88,000トンが搬入される見込みでございまして、この基本計画と乖離をいたしております。

このようなことから、構成市町の担当課長会議及び担当者会議をそれぞれ開催いたしまして、更なるごみの減量化に対する取り組みをお願いしてきたところでございます。

循環型社会システムの構築が求められておりまして、今後とも、ごみの減



量化、再資源化及び分別種類の統一などをお願いいたしまして、搬入されるごみの減量化を推進して参りたいと、そのように考えているところでございます。

続きまして、2番目の分担金の問題でございます。

平成11年に組合を設立いたしまして、運営に要する経費及び施設建設に関する経費の割合を平等割20%、人口割80%、運転に要する経費として平等割20%、処理量割80%の割合で、構成市町に現在負担をしていただいております。

分担金の見直しにつきましては、去る2月1日に深江町長及び布津町長が私のところへ来庁されまして、合併により弊害が生じており、弊害解消のための分担金軽減措置について配慮していただきたい旨の要望がなされましたし、また、先般の副管理者会におきましても、島原市長さんからも同様の要望がなされております。

詳細につきましては事務局の方から答弁をさせたいと存じます。

以上でございます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、まず、ごみの分別収集の統一的対応についてでございますが、組合発足当初は2市15町の構成で、それぞれの自治体がそのまちに合ったごみ収集の形態やごみの減量化及びリサイクルの取組みを推進されており、拠点回収や分別収集を実施されてきたところですが、その取扱いには大なり小なりの違いが見られるところでございます。

合併により発足した新市においても地域により違いがあり、合併後に統一を図るため、現在、その取組みを進められていると伺っております。

ごみは可燃物、不燃物、資源物などに大きく分類をされますが、例えば、資源物の中にも缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装など種類ごとに分別して、新聞、雑誌、ダンボール等の古紙につきましても、拠点回収を実施している市がある一方で、資源物の一部を可燃ごみとして取扱っているところもあるのが現実でございます。

また、事業系廃棄物の分別・排出につきましては、その事業活動によって生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法により、自らの責任において適正に処理するよう、事業者の責務として定められておりますが、適切な処理がなされていない面もあるようです。

今後、構成市町の全域において統一した分別収集が可能になり、また、事業所から排出される廃棄物の分別の徹底化が進展した場合は、相当の減量化が図られるものと存じており、ひいては処理費用の削減に繋がるものと考えております。

次に、分担金平等割の負担割の見直しについてのご質問であります。先般管理者が説明申し上げましたように、平成11年度に組合を設置した際、

運営に要する経費及び施設建設に関する経費の負担割合を平等割20パーセント、人口割80パーセントとし、また、施設を稼動いたしました平成17年度からは、それらに合わせ平等割20パーセント、処理量割80パーセントを運転に要する経費として構成市町から負担していただいております。

現段階では、平等割を合併後の構成市の数である4で除しております。

そのようになった経過につきましては、施設建設が平成16年度に完了し、17年度から施設運営に事業形態が変わることから、運転費分担金の負担割合について平成16年8月開催の副管理者会において協議をいたしました。

その際、運転経費の負担割合を平等割20パーセント、処理量割80パーセントと決定するとともに、合併後の平等割については4月1日時点での市町の数とすることとされましたので、平成17年度分から平等割については構成市町の数で除して算出をいたしております。

平等割の見直しについては、先程管理者も申しましたように、深江町長及び布津町長から文書により、さらには、島原市長さんからも同様の趣旨の要望がっており、また一部の議員さんからも同様の要望がっております。

3月31日の南島原市の合併で構成市町の合併が完了しますので、18年度に入りましたら早急に協議を重ねたいと計画をしているところでございます。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○1番（内田豊君）

議長、1番。

え～、あの、各々ですね、ご答弁をいただきましてありがとうございます。

最初ですね、その最初に、まずあの分別収集のですね、統一的対応ということについてのですね、質問を行ってみたいと思ってるんですけども。

あの～、やはりその資源化物をですね、増やしていくと。それで、可燃、まあ、燃やすごみをいかにして減らしていくと。いうためにはですね、その、やはりその資源、資源化物の分別収集品目のですね、多様化といいますかね、これをきちっと、やっぱしなくてははいけないと。

まあ、あの先程の答弁ではですね、ご答弁では、積極的などいいますかね、前向きな答弁いただきましたけども、やはりあの、え～、例えばその、九州各県の中でも、まっ、かなり進んでるところもある訳ですよ。それで、え～、そういったところに学びながらもですね、やはりあの進めていくことが大事じゃないか。ということなんですよね。で、そうしないとやはりその負担金、先程申し上げましたように、負担金がかかなり多くなって、まさに金喰い虫の状況になっているということがね、かねてから指摘を、指摘をされてますけども、そういった状況がねどうしても払拭できないんじゃないかなと思ってるんですね。そういった立場に立ってですね、その～、まっ本市、まっ私共島原市の場合でも、いろいろこう質問するに当たってですね、その分別収集品目の多様化拡大をなぜできないのかということ、その～引き受けるですね、資源化物を引き受ける事業所がないと、ということは言われてるんですね。

そういった意味からしますと、例えばその統一的対応、その資源化物もですね、こちらの環境組合あたりで、統一的な、に対応してですね、収集することは、まあ収集といいますかね、引き受けることができないのかどうか。同時にそのあたりは、あの、そういったことにすれば、あの、引き受ける事業所もですね増えてくるのではないのかなという思いはあるんですね。

こういったこともね、やはり、あの～、環境組合として、すべきではないのか、と思うんですね。これがやっぱり法の主旨ではないのかなあと思ってるんですね。

そのあたりについてのご意見をお聞きしたいと思います。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

県央県南広域環境組合の業務は、ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務と定められております。

構成市町において一般廃棄物の中で可燃ごみとして取扱われるものは全て本組合の施設に受け入れて処理するというものでございます。

しかしながら、今おおせのように、さい、資源化物として分別したものを可燃物として受け入れ、処理ということもございます。疑問が生じる点も、実は私共もある訳でございまして、組合といたしましては、今年から試験的にではありますが、組合のリレーセンターを含む3つの施設で、事業所などから直接持ち込まれた新聞、雑誌、ダンボール等をプラットホームで分別、回収をいたしております。出来る限り資源化に取り組むようにしているところでございます。

また、資源化物を引受ける事業所の斡旋等を含めて、まあ、今後どのように取扱ったらいいのか、構成自治体とも協議し、研究して参りたいと考えております。

○1番（内田豊君）

議長、1番。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○1番（内田豊君）

あの～、はい、ありがとうございます。

ぜひともですね、あの、努力をしていただきたいなあと思っております。

もう一つにですね、あの～、やはり、その～、まっいろいろ混じったごみですね、ごみの質を上げるという言い方はね、ちょっと、ま、あの、言葉としてはあんまり良くない言葉なんでしょうけども、まっ、あんまり適当な言葉がないもんですからついしゃべりますけど、やはりごみの質を上げていくということ、特にあの～、そのあたりがですね、きちんとしてないと、なかなかあの対応が難しい、今後ね、難しくなってくるのではないかなあと思ってるんですね。そういった意味ではですね、やっぱりその将来的にはその混じ、

あんまり質の良くないごみについてはですね引き受けを拒否するぐらいのね、強い姿勢がやっぱり必要ではないのか。特にぎよ、しかし行政のですね、対応についてはね、各行政の対応については、かなりやっぱり、あの～、そういった意味ではやられてるんですけどもね。そうでなくてやはり一般のごみ、事業者、まっ、失礼ながら事業系ごみですね、このことについてはね、私共もあの～、いろいろこうリレーセンターとかなんとかですね、回ってみますけどね、かなりやっぱりひどいという状況があったんですね。ま、なんか今聞きますと、聞きましたら、そのかなり改善はされてるということは聞いてますけど、しかしこのあたりについてはですねやっぱりきちっとすべきだと思うんですね。

このあたり、このあたりについてのご意見をお聞きしておきたいと思いません。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

え～、さいし、資源化物を搬入しようとした場合の搬入制限についての質問と思います。

え～、構成市町においてごみの分別やリサイクルの取扱いには違いがございます。

資源物の一部を可燃ごみとして取扱っている自治体もございます。

現時点では、組合としては、これらの搬入制限はできないものと、このように考えております。

しかしながら、私共が現場で対応できるものとしたしまして、ごみ検査員によるごみ搬入検査を、抜き打ちで実施をいたしております。

資源化物のほか可燃物に当たらない、いわゆる、缶、ビン、そういうものなど不燃物や、あるいは圏域外、区域外からの混入があった場合は、搬入制限をして、持ち帰っていただく、こういう対応もさせていただいているところでございます。

○1番（内田豊君）

議長、1番ですね。

○議長（古川利光君）

内田議員、内田議員。

○1番（内田豊君）

よろしく申し上げます。

え～、もちろんですね、その対応はですね、きちっとされてるということはお聞きはしてるんですけども、やはりその、え～、分別、まあ結局あんまり質の良くないごみですね、を、いかにして排除するかということにですね、あの、努力をしていただきたいなと思っております。

それから、え～次ですね、広域、広域環境組合の分担金のことについてをあの質問しますけども、あの～、再編によ、ま、自治体の合併に、合併、

合併再編によりましてね、負担金の、その～、へん、負担金の額についての変化があら、出てきてるといことですね。

あのいろいろ資料はですね、いただきました。その中でですね、その平成17年度が、まあ17だん、12団体。それから18年度が4団体ということで、変わると、変わってくるということなんですけども、各行政団体ですね、負担額がどのように変化していくのか。こうい、このことについて具体的な数字をね示していただきたいなあと思ってるんですね。

このことについてはいかがですか。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

え～、分担金の負担の影響というご質問と思います。

平成17年3月に1市5町が合併して新しい諫早市が発足をいたしました。その後雲仙市、新しい島原市、そして3月31日の南島原市と合併が進んでいるところでございます。

平成18年度の分担金額の、いわゆる平等割額、これは4億4,000万円でございます。総額4億4,000万円でございます。

これを当初の構成市町の数、17で平等割を、で算定をしますと、島原市は17分の2になりますので、5,176万5,000円となろうかと思えます。次に諫早市は、17分の6でございますから、1億5,529万4,000円。雲仙市は17分の7でございますから、1億8,117万6,000円。新しく誕生する予定の南島原市は5,176万5,000円になろうかと思えます。

また現在の構成市の数、いわゆる4つでございますから、この4市で平等割を算定いたしますと、もうお分かりのとおり、1億1,000万円となります。

その差額は、島原市で5,823万5,000円。これは上回っているということになります。それから諫早市が4,529万4,000円。それから雲仙市が7,117万6,000円。これは下回っていると。で、3月に、31日に発足予定の南島原市は、5,823万5,000円上回っていると、このような数字になろうかと思えます。

○1番（内田豊君）

議長、1番。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○1番（内田豊君）

はい、ありがとうございました。

あの今数字を出していただきましたけどですね、まさに、あの、そのことがですね、先程の理事者からの、管理者からですね答弁ありましたけども、深江町、布津町の町長さんの要望、ご要望、文書でのご要望、それから島原

市の吉岡市長のですね要望ですね、このことにつながってきますし、私共議会もですね、え～島原市の議会ですけども、え～昨年12月の議会では、大きな、大きな問題としてですね浮かび上がってきた訳ですね。

そういったことですね、あるんですけども、やはりそのことです、ま、かなり心配されているということで、まあ、大体の、是正はされるという方向でありますけども、かなりですね、やっぱり不信感がね出てくるんじゃないのかなということが大変心配しているんですね。

え～、そのことについてですね、え～、いかがお考えでしょうか。その不信感を払拭するためにはですね、どうしたらいいのかということもですね、ご答弁いただきたいと思っております。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの、平成17年度に構成市町の担当課長、副管理者と検討協議を行ったところでございます。

で、近隣の一部事務組合の事例等も参考に検討をいたしております。

問題はその～、平等割の基礎の自治体数を17にするのか、4にするのか、そこらへんもひっくるめて、今後協議を行い、結論を出したいと考えているところでございます。

あの～、減額になる自治体はもう、いわゆる結構なことであろうかと思いますが、さらに増額になるという自治体は、これはあの非常にまた、いろんな論議があらうことかと思っておりますので、そういうもんもひっくるめて、早急に検討をする形で計画をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○1番（内田豊君）

議長。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○1番（内田豊君）

あの～今ですね、答弁いただきましたけれど、その17団体が基準だったということで、それから、ま、いろいろ変わってくるということなんですけども、あの～、基本的にですねごみをいかににして減らしていくかということに、立場に立ちますとですね、可燃物を減らすかということですね、立ちますと、その均等割をですね、あの、わざわざ残さなくてはいけないのかどうかということがね、あの疑問に浮かび上がってくるんですね。

え～、あの、本当はもう人口割とですよ、ごみの処理量割にしてですね、やれば、お互いの行政がですよ、切磋琢磨して、いかにしてごみを減らそうかということで分別収集品目のね、拡大にもつながってくるでしょうし、そういったことも考えていけるんじゃないのかなと思ってるんですね。

え～、このあたりについてですね、いかがお考えですか。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの～、ご承知と思いますが、分担金の負担につきましては、組合同約第12条で定められております。この組合同約は組合市町、市、町の議会での議決が必要となってまいります。

したがいまして、組合事務局だけで決定できるものではございませんので、今、内田議員の減量化の要望のご質問も併せて、え～今後構成市町、さらに副管理者等と十分検討をして、可能な限り早めに結論を生み出してまいりたいと、このように考えております。

○1番（内田豊君）

はい議長、1番です。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○1番（内田豊君）

ありがとうございます。

あの～負担金の有り方についてですね、先程、今、あの～ご答弁いただきましたけども、やはりですねその行政なり、議会、各行政ですね、それから議会、のやはり意思統一が必要ではないのか。まっ、わざわざその議決までしなくてもですね、いいんでしょうけども、やはりそのきちんと説明するところは説明してですね、え～意思統一を図っていくということにしないと、先程申し上げましたように、ぎ、各行政間ですね、不信感につながっていくのではないかなと思ってるんですね。

このあたりについてのですよ、やはりその、例えばその管理者会議、副しゃ、副管理者会議ですか、ということいろいろ話をされておりますけども、やはりあの例えば担当課長ですね、各、各行政ですね、担当課長あたりも入れていただいて、ま、専門的な立場で知ってますからね、いうふうなこともだい、入れていただいて打ち合わせをする、意思統一を図っていくというふうなことも大事ではないのかな。このように思ってるんですね。

このことについてですよ、いかがですか。そのご意見をお聞きしておきたいと思います。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの、ご提言も受け止めて、今のご要望も踏まえて、検討させていただきたいと思います。

○1番（内田豊君）

議長、1番。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○1番（内田豊君）

はい。あの一応最後で、なって要望になりますけどもですね、まあ島原市の場合にはあの、全体の額で見て見ますとね、9,500万ぐらいの、あの負担増になるということが言われています。しかしまあ、あのびん、平等、均等割だけで見ますと、4千4,500万でしたかね、なると思うんですけども、基本的にはこの金額がベースになって、毎年度、毎年度積み上がっていくと。で、ごみをまっ、消費、ごみの結局処理量に応じてですね負担金は上がっていくということなんですよ。

で、このあたりについては是非ともですね、そういった意味では是正をしていただきたいと思うし、思いますし、ま、あの、各行政のですね、やっぱり意思統一、議会等も含めて意思統一、ですね。併せてがんばっていただきたい。そのことによってですね、やはりごみの減量化をね、いかに進めて、すい、いかにして進めていくか、リサイクル社会にですね、適応した対応を、この環境組合が対応していくかということですね、是非ともがんばっていただきたい、そういうふうに思います。

以上で終わります。

○議長（古川利光君）

次に、4番木村議員。

○4番（木村和俊君）

4番です。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

あの～、通告に基づいて一般質問いたします。

昨年4月にクリーンセンターの本格稼働が始まってから1年になろうとしております。この間、ごみの処理が追いつかず、昨年夏にはごみの処理の一部を長崎市の工場に委託をする、こういう処置もとられてきました。

また、当初の計画を大幅に上回る大量の天然ガスの購入や、また、計画に無かった液体酸素を外部から搬入する、こういうこともされてまいりました。

これらの問題は、いずれもこの施設の性能に関する非常に重大な問題点だと私は思います。

しかし、この間の議会の中でこれらの点について、管理者からきちんとした明確な説明がされないまま、今日まで推移をしてきております。

ご承知のようにこの施設を建設し、運営をしていく財源の大半は組合を構成する3市8町の自治体の貴重な分担金によって賄われております。

私達、この組合の議会と議員は、この施設に関する問題点や疑問点について、管理者に対してきちんと説明を求め、そして住民にそのことを明らかにしていく、そういう大事な責任を負っている議会であり、議員だと思います。

私はそういう立場から、以下、いくつかお訊ねをいたします。

まず1番目に、この間長崎市の工場にごみの処理の一部を委託をいたしました。ピットに5,000トン近くのごみが滞留したことについて、管理者



は組合の見通しが甘かった、ということがその原因だと説明をしてこられました。しかし、この間の4月から12月までのごみの収集の状況を見てみますと、ピットに搬入されたごみの量は、1日平均で232トンです。ですから、この施設の性能とされてきた1日300トンの処理能力、これが発揮しておれば、長崎市にごみの処理を委託をする、というような事態は起こるはずはないと思うんです。

私は、組合の見通しが甘かったというのは、決して説明にはなっていないと思いますので、改めてきちんとした説明をお願いをしたいと思います。

次に天然ガスについてです。

4月以降、毎日2台から3台のペースで、10トン車のタンクローリーで天然ガスが搬入をされております。

その費用は、17年度の当初予算では、1億2,127万1,000円でした。

しかし、18年度の当初予算では、3億9,875万5,000円になっております。実に3.29倍です。

予定を大幅に超える天然ガスを必要としているその理由はなに、なぜなのか。

このことについて、メーカーに対してどういう説明を求めて、どういう説明がされたのか説明を聞かせてください。

そしてそのガス代の負担について、メーカーと協議をするということになっております、おるようですけれども、どういう協議がされているのか、そしてまた、この協議に臨むにあたって管理者はどういう考え方、方針を持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に液体酸素です。

この施設は、炉の温度を1,200度以上の高温に上げるために、濃度の高い酸素を大量に必要とする施設です。そしてその施設は、その酸素は施設の中の酸素製造施設で製造される、いうことでした。外部からの酸素の搬入は計画されていない、いうことでした。

しかし、4月の操業が始まってからすぐ、毎日10トン車のタンクローリーで、2台から3、多い時には3台、こうしたペースで液体酸素が搬入をされております。

1台約50万円するそうですから、1日で100万円、年間3億6,000万円を超える大量の液体酸素が搬入されている、ということになります。

実は私先日、徳島県の阿波市の中央広域環境センターを視察に行っていました。

この施設は、県央県南の施設と同じように、サーモセレクト方式でJFEが建設をし、昨年の8月に稼動をしている施設でした。

そしてこの施設に必要な酸素は、施設の中で製造する、ここのクリーンセンターと同じような、仕組みになっている施設でした。

そして、この徳島県の施設の酸素の搬入の実績を訊ねました。8月から12月までの5ヶ月間で、金額にして127万8,000円。月にして25万

5, 719円ということでした。年間に換算すれば約300万円です。こちらのクリーンセンターの1日100万円としても、わずか3日分です。

徳島の施設の能力が1日120トンだということを考慮しても、このクリーンセンターの液体酸素の搬入の量とは非常に、このクリーンセンターの液体酸素の搬入の量の大きさは異常だというのは明らかだと思えます。

そこでお訊ねをいたします。

まず、酸素製造施設が製造に、正常に稼動していない、ということだと思えますけれども、管理者はどう理解をしておられるのかお聞かせください。

二つ目。その費用は、液体酸素の搬入の費用ですね。これはメーカーが負担するということですが、その約束は、文書でされているのかどうか、そしてそれに期限がついているのか、いないのか、このことについても説明をしていただきたいと思えます。

3番目。液体酸素を搬入するに当たって、関係法令の申請と許可が必要です。県当局に申請をし、許可をえ、い、得ているのは、タンクローリーを一時的に、タンク代わりに利用する、そういう仮設でのしんせつであり、申請であり、か、許可なんです。その期限は5月から3ヶ月ということになっていると思えます。すでに期限が切れているんです。

このことについてどうなっているのか、今後どうされようとしているのか、説明をしていただきたいと思えます。

次に、副産物についてお訊ねをいたします。

施設から様々な副産物が出るということになっております。そこでまずスラグについて、スラグと金属水酸化物、こうした副産物がこの間どれくらいの量生産をされ、搬出をされたのか、このことについてお聞かせ願いたいと思えます。

そしてそれらの副産物は、の処分と言いますか売り払い、これは組合に属することなのか、メーカーが行うということになっているのか、そのへんのことについてお聞かせ願いたいと思えます。

最後に財政計画についてお訊ねをいたします。

平成30年までの財政計画では、組合の歳入歳出予算、ほぼ32億から34億の間で推移する計画になっていました。

そして歳入の主なものは、構成自治体の分担金、約22億前後ですね。それから処理の手数料、4,500万前後、6,500万ぐらいですね。そして償還金に対する交付税処置、その他副産物の売り払い収入、こういうことになっていたと思えますけれども、現在の財政計画の、まっ、おおまかな柱ですね、こういったことについてまず説明をしていただきたいと思えます。

とりあえずまず、説明をお願いします。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

詳細につきましては、局長の方から答弁させていただきますけれども、ク

リーンセンターを昨年の4月から稼動いたしました。まもなく1年を経過しようとしています。

ピットの残量の影響で、このプラント機器点検の実施が厳しいため、一時的に、先程も当初、とう、ご説明いたしましたように、長崎市の方にごみ処理の委託を行った訳でございます。その間、定期けん、検査を行ったようなことでございます。そのほか、非常に、概ね、大体この順調に推移をしているところでございます。

ごみ処理につきましては、本年2月に入りましてから日量処理の平均が280トンを行っておりまして、またダイオキシン類の有害物質の削減につきましては、当初の目的どおりの成果を挙げております。

本施設は、構成市町26万人のごみを、毎日毎日処理をいたしている訳でございます。今後とも経済的かつ安定的に処理を継続するように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。あとの部分につきましては、局長の方から答弁させたいと存じます。以上でございます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

まず初めに、1日300トンの処理能力、性能について、でございます。ご質問でございます。ご説明をもうしあげます。

本組合の処理施設は、平成11年に策定いたしましたごみ処理基本計画に基づき、国庫補助整備事業における「ごみ焼却施設の施設規模について」の算定により施設規模を1日300トンと決定しているところでございます。

その中で、計画処理量を年間80,665トン、1日では221tとして処理を行うことになっております。計画処理量につきましては、平成6年度から10年度までの過去5年間の実績を基に策定し、1人1日平均排出量と計画収集人口及び計画直接搬入量で算出されております。

この計画に基づき、平成17年4月からごみの処理を行ってまいりました。その間ご存知のとおり、昨年は3月までの無料受入れ期間のごみ搬入量と異動時期のごみ搬入が重なり、ピット残量も増えてまいりましたので、3炉運転に切り替えて運転を始めた訳でございます。

処理を委託しているJFEエンジニアリング株式会社によりますと、処理施設を正式に運転し始めたころは、オペレーターの技術や、ごみクレーン運転操作を行う職員の操作技術が未熟であったこと、また、ごみ量が想定よりも多いことから、ピット内での攪拌作業が良くできなく、ごみの均一化ができずに安定した焼却、熔融が出来なかったことなどの理由が1日300トンの処理能力を発揮できなかった要因だと考えられるとのことであります。

6月からは、オペレーターの技術も徐々に向上いたしまして、処理量も300トンを超える日が多くなってきております。

また、この2月の処理でございますが、平均で280トンを超える処理を続けております。引き続き、経済的かつ安定した運転を続けるようJFEに

申し入れをしているところでございます。

また、さらに、メーカーに申し入れた内容につきましては、日量300トンの処理を契約している訳ではございませんが、17年度当初は計画どおりの2炉で運転していたが、搬入されるごみ量が想定より多かったため、4月19日から3炉運転への変更を指示をいたしました。

クレーン操作員やオペレーターの習熟度不足に対しましては、操作員の研修を実施することや、ベテランの指導員を派遣し、人員に不足があればおきな、補うことなど改善策をとるように指示したところでございます。

さらに、運転管理を受託いたしておりますJFEとは、定期的に県央県南クリーンセンターの運転に関する会議を開催しております。一週間の計画、処理の状況、あるいは苦情などについても協議、検討及び報告を行っているところでございます。

次に、天然ガスにつきましてでございます。

天然ガスにつきましては、当初計画に対し、使用量が増加しておりましたため、昨年10月の臨時議会での補正予算を計上することを余儀なくされたことはご承知のとおりと思っております。

組合といたしましては、施設運営、管理の経費削減は重要課題の一つと捉えております。その削減に努めているところであり、JFEに対しましても、その都度申し入れをしているところでございます。

次に液体酸素についてでございます。

液体酸素につきましては、本格稼働当初は、ごみ処理を委託しておりますJFEのクレーン操作員やオペレーターの習熟度が低かったことや、ごみの受入量が計画より大幅に多かったこと等により、酸素発生装置が故障した場合を危惧して、JFEが県の許可を得て仮設で設置したものであり、組合に対しても、仮設での設置の申し出があったため、同意をしたものでございます。

なお、県に対しては当然、JFEが設置の申し、申請をし、検査を受けて了解をされております。更新の3ヶ月はその都度更新の手続きを取っております。

また、あの、メーカー負担については、JFEから最初組合に出された文書には、その費用負担についての明記はございませんが、その文書により協議の中で、JFE側から費用についてはJFEが負担すると、こういう申し入れがあり、それを尊重しているものでございます。

次に、施設から生産される副産物の取扱いについてのご質問だったかと思っております。

平成18年1月、先月まででございます。先月までのスラグの排出量は、4,379トンとなっております。また、金属水酸化物は排出量0でございます。

次に、副産物の取扱い、処分、メーカーとの協定というご質問だったかと思っております。

JFEと副産物取扱い業務に関する覚書を締結して、全ての副産物をJFEエンジニアリングへ売り渡しております。

副産物の再資源化先につきましては、JFE側で確保をいたしております。それから、スラグ、金属水酸化物の取扱いということだったと思いますが、スラグに関しましては、県内業者がごみ処理施設において引き取り、コンクリート二次製品及びアスファルト骨材に使用されております。

また、なお、スラグの溶出試験を毎月1回、含有量試験につきましては年に1回実施をしているところでございます。

試験結果においては、特段に問題はございません。

また、現在までは排出されてはおりませんが、金属水酸化物に関しましては、委託業者が精錬所まで運搬し、鉛、亜鉛の原材料になります。

最後に、財政計画のご質問だったと思います。

財政計画につきましては、組合では構成市町の分担金負担のため、分担金の算出資料を毎年11月頃作成し、担当課長会議を開催して内容をお示ししているところです。

これは、構成市町の新年度予算編成の時期に合わせるものであります。

平成11年度から平成30年度までの20年間の施設建設経費、施設運営経費等は、現時点での集計でございますが、概数で申し上げますと、総額550億円の見込みでございます。

また、施設稼働後の平成17年度から平成30年度までの14年間の予算の平均は、年約32億円の見込みとなっております。

32億円の内訳は、起債の償還13億5,000万円、クリーンセンター、リレーセンターの費用として17億円、総務費等で1億5,000万円となっております。

財源は、構成市町からの分担金、ごみ処理手数料、基金の受入金、前年度繰越金などとなっているところでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。基金の繰入金となっているところでございます。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

あの、ま、あの方からちょっとまた再度お訊ねいたします。

財政計画のところですけどね、あの～、我々があの、合併前の町の議会、あるいはその他で頂いた資料では、30年までのあの～、財政計画、あの～、できているのを頂きました。

そして、おっしゃるように年間の、大体歳入の予算の規模がですね、32億から35億程度なんです。それで、そのうち、ほぼ20億から22億は構成町の分担金だと。それで、他にですね、これは毎年ちょっと開きはありますけどね、7億から8億ぐらゐの償還金に対する交付税の処置分というのが計上をされておるんです。

で、これは今も変わりがないのかどうかですね、そのへんをお聞かせください。

それからスラグについて、あの～、副産物。これはですね、その～、処理は販売委託、販売はもうJFEの方に、その～、が受け持つようになっていると、いうことでした。スラグがえっと40,000トンぐらいになりますかね、で、こ、43,700、あつ、4,379トンですね。この引渡しはですよ、その～、施設を出る時に、トン100円ですかね、トン100円でJFEに渡すと、それから、それから先の責任はメーカーが持つと、いうふうに私は理解していいんじゃないかというふうに思いますけど、そういうふうにしていいのかどうか、お聞かせください。

それから、液体酸素です。

ま、その～、年間ね、3億円も超すような経費についてですよ、これをその、メーカーと組合とどっちが負担するのかということについて、きちんとした文書での取り交わしが無いというのは、私はどうしたことかと思うんです。

ま、これについてはメーカーが負担するということが口頭で言われてるからそれでやってるということのようですけどね。億単位のお金でしょ。これはね、やはりメーカーが負担するというのであれば、やはりきちんとそのことを文書でメーカーに約束をしてもらおうと、そういうふうにするべきだというふうに思いますけどね。そのへんのお考えを聞かせてください。

それから、あの～、あの管理者ですね、あの～、天然ガスもそうですけどね、この液体酸素もね、先程説明しました徳島の、あの～、センターの状況から見てもね、やはり異常なんですよ。天然ガスがこんなにね、当初の予定のもう3倍を超すと。液体酸素も元々これは搬入する計画ないんですよ、施設で造るということになってるんです。ところがもう外部からどんどん搬入している。これはね、やはり異常だと思いますのでね、そのへん、その～、どういうふうにこういう事態を考えておられるのかね、あなたの、その～、感想を是非聞かせておいていただきたいというふうに思います。

それから、ま、あの、300トンの件は、ですね、ちょっと、あの～、やりとりすれば時間もなりますので、いずれにしろね、平均すれば、あの～、1日の搬入量は300トンをだいぶ割ってるんですよ。ですからこれはね多くの市民の皆さんはね、なんで300トン処理できるという施設であるのに、そんなその5,000トン近くものごみが溜まったり、長崎に委託をせんといかんような事態になるのかと。これは元々300トンということで造ったけど、その能力が発揮できとらんと、ここが問題じゃないのかと、いうふうに言っておられるのは私は当然のことだと思うんですよ。

ま、これはもう、あの～、ちょっと長くなりますからね、先程言った財政計画のこと、それからあの～、酸素のこと、そのへんについてまずお聞かせください。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

まず、1番目の交付税の質問だろうと思います。

交付税は一部事務組合では受けることができません。構成市町に交付税は入っております。分担金の中の一部として組合に負担していただいている現状でございます。

それから次に、スラグは施設課長がお答えいたします。

液体酸素でございます。あの～、先程から木村議員3億円というふうにご発言をされております。私共、その数字、あの～全く承知あげていない数字とはっきり申し上げさせていただきます。契約も、酸素の搬入業者とメーカーが、いわゆるJFEが契約をしていることでもございますし、私共としては、3億円・・・、というのはいかかなものかと、こういうふうに思っているところでございます。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

先程のこの四国の方の状況ですね、そのへんのことについて私はもう全然承知しておりません。あの、それぞれのこの施設の状況がございましょうので、それぞれでやっぱりあの処理をしている訳でございますので、あの～、私は四国の方は、あの承知いたしておりません。以上です。

○施設課長（森松光明君）

施設課長。

○議長（古川利光君）

施設課長。

○施設課長（森松光明君）

スラグの引渡しの件についてでありますけども、まず、メーカーの責任がどこまでかというような質問だと思いますけど、まず、副産物の引渡しにつきましてはメーカーと覚書の締結によって処理をお願いをしておるところでございます。

スラグにつきましては、先程事務局長も申し上げましたとおり、地元で再利用をされております。

したがって、プラント内で地元メーカーに引渡しを終わった時点でメーカーの責任は終了するというふうに理解をしております。以上です。

（「組合」と呼ぶ者あり）

○議長（古川利光君）

自治体じゃなくて組合ですか。引渡し終了の責任。

○施設課長（森松光明君）

はい。あの～、はい。（発言する者あり）

そう、そ、そうです。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

あの～、財政計画のことでちょっとお訊ねをしますけどね。例えばね、あのこれまでの計画では、え～と18年度、これはですね、構成市町の分担金は20億。そしてそのほかに交付税処置分として2億3,100万。ずっと毎年ね、19年がその交付税処置分が4億9,300万。構成町の分担金は別に22億と、いうことでずっと計上されてきましたね。そうすると今の事務局長の説明でいくと、この交付税処置分は構成町の自治体のところに入ってるんだから、そこから分担金の中に入るんだと、いう説明でしたね。そうしますと、これまでの財政計画に計上されていた交付税処置分、これ総額でね、100億超すですね、30年までにね。107億4,500万になる。この分は、この財政計画にあるあの～構成町の分担金、18年度でいけば20、20億、19年度でいけば22億。これに上積みをして分担金として構成町から出してもらおうということになると思うんですけど、いかがですか。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの～、先程お答えいたしましたように、それぞれの自治体に交付税は算入をされておりますから、あの、なんと申しまししょうか、ぶっちゃけた話で申し訳ないんですが、いわゆるトンネルという形で入れていただくというふうに言った方が分かりやすいかと思いますが、直接それが私共の組合に入るということではなくて、自治体からその分を含んで入れていただいていると、こういうことでございます。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

そうしますと、そのお金というのは、あの予算に計上されてるその分担金、あるいは財政計画に計上されてる分担金とはまた別だと。別のところから入ってくると、いうことなのでしょう。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの～、諫早市から入ってくる負担金の中にその分が入っていると、こういうふうにご理解いただければよろしいかと思えます。

○4番（木村和俊君）



議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

うん、だからね、先程から言うようにさ、分担金の総額はあの財政計画で18年度はあの20億でしょ。まあ来年は22億ですけど。これの他に交付税処置分として2億とか、5億というのが財政計画の中には計上されてるんですよ。

で、今の説明ではその交付税処置分は構成町の分担金の中に入るんだということであるならば、先程の20億とか22億の分担金にプラスしてこの交付税処置分が、構成町から納入されるということになるんですかということをお訊いてるんです。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの、え〜と、ちょっとご理解いただけないようでございます、すみません。申し訳、説明が悪いと思えますが。あの〜、木村議員お持ちの資料がですね、あの〜、何年度の分でございますでしょうか。

（「14年度」と発言する者あり）

はい、あの〜、正式な形で組合議会等に提示したものではなく、先程最初の質問の時にお答えした担当課長会議で予算編成の資料として渡した資料が、ま、どういうことでか分かりませんが、きむ、議員さんに渡っていると、こういうことかと思えます。

で、実は、あの、その分ちょっと、あの、数字は実はそれは内数という形で捉えていただければよろしいんですが、そのまま、あの、羅列されてるといっているようでございます。したがって、先程も申し上げましたように、現時点であの、この財政計画というのがあんまり一人歩きしますと、そのような誤解と申さうでしょうか、そういうものも招く恐れがあると、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

そしたらね、あの〜、まっ、僕はあの〜このことでいろいろやりとりをするつもりはないんですよ。なにしろその〜、構成町のかなりのね分担金でこれ賄われている訳ですから、そしてかなり長期になる訳ですから、財政計画についてね、ひとつ議会の方にね、あの〜、計画書を出していただくようお願いしたいんですけど、いかがですか。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

提出の要求でございますが、今も申し上げましたように、分担金算出の、あくまでも資料ということでご理解はいただいていると思います。

1つには、17年度までは余熱利用施設の建設工事を含め、建設工事が主体でございました。当然数字の変動が入札等により、変動の幅が大きゅうございます。

それから2つ目には、管理運営が平成17年度からスタートをしております、今年度の決算の数字、これを今後の施設運営の参考としていきたいという考えを持っております。

3つ目は、18年度に、先程内田議員さんの質問でもお答えをいたしました、18年度に入りましたら早急に、分担金についての見直しを含めての検討を行う予定にしております。

そのようなことから、確定していない分担金算出資料の数値が一人歩きすることが考えられます。したがって、現時点での提出については控えさせていただきたいと思っております。

○議長（古川利光君）

木村議員ですよ、いろんなことで状況が変化をしているので、それでもう一回しっかりとした財政計画を作って、提示をしたいと。だから交付金についても、あの、組合に入るといようなちょっと誤解もあったようで、そうじゃなくて各、あの自治体に入りますといような、そういう地方交付税の負担の問題もありますので、そういう面を整理して、財政計画をしっかりとしたものを出したいと、いうことですので。今はちょっと無いというふうな話でございますが、そこらへん木村議員どうですか。

○4番（木村和俊君）

はい、議長。14番。

○議長（古川利光君）

はい。

○4番（木村和俊君）

はい、あの～、そういうことでね、出来上がってからでいいですよ。是非、あの、お願いします。

えっと、副産物の取り扱いについてお訊ねをしたいと思っております。

あの～、先程説明ありましたようにね、スラグとか金属水酸化物、これをどこがどう取り扱うのか、そしてその費用負担は誰が受け持つのか、ということについてです。

先程説明ありましたようにね、このクリーンセンターからは、大体年間4,000トンぐらいの、4,000トンちょっとぐらいのスラグが出ますよね。それでこのスラグはトン100円ということでメーカーが、メーカーの方に行く。そして、これはもう施設の中でJFEが引き取って、その後のことについてはもうメーカーの責任になると、いうことになっているようです。

それでお訊ねしたいんですけれどね、あの～、17年度の当初予算のあの～、補正が、あの～昨年ありました。

それで、まっ、歳入のところでスラグの歳入も若干、40万ほどありました。

これに合わせてですね、あの～歳出のところで、その～スラグを、その～運送費、含めて委託量、これで1,700万、いうことで計上されました。そして今年度の当初予算でも、ま、事務的委託料ということで4億100万計上されておりますけれども、この中で、副産物の搬送業務、いうことで、ま、内訳は無いんですけど、昨年とおんなじという程度で考えるならば、およそ2,000万ぐらいだろうと、いうふうに思うんですけれども。

そうしますとね、先程言いますように、こういったスラグの後のその処分とか、搬送については、もうメーカーの方の責任なんですよと、組合は施設の中で渡したらそこで組合の手は離れるんですよと、いうことになってると、いうことであるならば、なんでこうした副産物の搬送費用というようなことを2,000万近くも計上せんといかんのかと、いうふうに思うんです。

このへんのことについて、ちょっと説明をしてください。

○施設課長（森松光明君）

施設課長。

○議長（古川利光君）

施設課長。

○施設課長（森松光明君）

先程の私の説明が少し不足して誤解を招いたようでございますので、その点についてはお詫びを申し上げたいと思います。

まず、スラグのことをお訊ねになったかと思いましたが、スラグについてはメーカーが施設内で引き渡した時点、いわゆる地元業者に引き渡した時点で、JFEの責任はそこで終わるというふうに考えるというような発言をしたかと思えます。したがって、地元業者が施設内で受け取った段階でスラグについては終了すると、いうようにご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、10月に補正を組ませていただいた、約1,700万円程度の搬送費用でございますけれども、この1,700万円の費用につきましては、スラグ以外の、いわゆる溶融メタル、金属水酸化物、硫黄、工業塩いわゆる塩の、この4品目については地元の方で引き取る業者がない、で、その分をJFEが搬送するというような形になれば、当然その費用は組合の方で負担をしていただかなければ、我々は引取りが出来ませんと。当初は組合の方で全て処理をしてくださいというような申し出もあったようですが、組合がそこら付近のノウハウも、ツテもないと、承知をしてないと、企業も分からないと、いうようなことで全てメーカーにお願いをいたしたいというような交渉経過があったようでございます。

したがって、半年間、搬出量を見る中で、10月で大体の目途がついたというようなことから、補正を計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

私は先程から訊ねているのはね、スラグとか、金属水酸化物、こうした副産物の引渡しはどうなってるんですかと。組合の責任はどこまでで、どこからがJ F Eの責任なんですかと、いうことをまず最初にお訊ねをしてるんですよ。

説明ではね、施設の中でJ F Eに引き渡したらそこで組合の手は離れますと。あとはJ F Eの責任ですよ。そして引き渡す時に、施設の中で引き渡す時に、スラグはトンの100円でJ F Eに渡しますと、いう説明だったですよ。それから先はJ F Eの責任で運送をし、処分をすることになってますという説明だったからね。

そしたらなんでこの運送費とか搬送費に何千万も予算に計上するのはどういことですかと。それはメーカーが負担すべきことではないんですかと、いうことを私は訊ねてるんですよ。

そのへんもう少ししかと説明をしてください。

○議長（古川利光君）

あの、施設課長ですよ。今あの、スラグはそこで引き渡しけれども、それ以外のものについてはそこで引き渡して、それを処理する先までは経費の費用負担を組合でしていると。その先の方は遠方なのか、近くなのか、そういうのを含めて答弁していただければ解りやすいと思いますが。

施設課長。

○施設課長（森松光明君）

施設課長です。

大変失礼をいたしました。

順迫って説明を再度いたさせていただきます。

副産物は5品目排出をされます。

スラグについては地元大村の業者が引き取っております。施設で、当組合の施設で引き取った段階でJ F Eの責任は終わるといふふうに理解をしております。

他の4、4つの品目のメタル、金属水酸化物、硫黄、工業塩につきましては、それぞれ申し上げますが、メタルは佐賀関。硫黄は同じく佐賀関。金属水酸化物は、補正を計上した時点では秋田に予定をしておりました。塩が播磨、兵庫県の播磨というところに引渡しをするようになっております。

したがいまして、それぞれの搬送先、いわゆる組合が指定する場所に運搬した時点で引渡しが終わるといふような契約をさせていただいております。

以上です。

○議長（古川利光君）

ということです。

木村議員。

#### ○4番（木村和俊君）

はい。

組合が指定した場所でね、組合の責任はそこで終わるということであるなら、スラグと同じように施設の中で業者に引き取ってもらおうと、それから先は業者の責任で、運送なり、処分をしてもらおうと、いうふうにするのがね、ごく自然だと思うんですよ。

私ね、なんでこのことをしつこく言うかというね、あちこちの処理場でね、なかなかこのスラグとか副産物の処分が困ると。だから、表向きはこれは廃棄物じゃないと、商品だと、いうことになっておるけれどもですね、販売料を何倍も上回るような委託料であるとか、運送料がつけられると。もう実態はね処分費になってるんですよ。

ですから、このクリーンセンターもね、例えばその収入に対してね、なんでこんなたくさんのお送費なり、輸送費が掛かるのかと、それは本来メーカーの責任じゃないのかと、いうことで、まあ、お訊ねをしたんですけど、まあ、これはまた改めてね、あの～、資料ももらいながら、あの～、こっちで調査も進めていきたいと思えます。

まあ、あの～最後になりますけどね、あの～、1つね、先程ずっとお訊ねしましたようにね、この施設のいろんなその～、問題。液体酸素がその当初のもう3倍近くにもなると、あの～んにゃ、計画に無かったのが外部から搬入される、天然ガスも3倍近くの予算になっていると、どうしたことかと。というような疑問というのは本当にね構成市町の住民の中に今本当あるんですよ。

私はこうしたことについてね、まあ、管理者はメーカーにきちんとその～、説明を求めているということではございましたけれどもね、やはりこれはね、こういったことが全部負担金に撥ね返ってくるんですよ。だからそういったことも考えるならね、やはりメーカーに対してきちっとした説明を求めて、議会の中で明らかにしていくと、いうことで今後ともお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

#### ○議長（古川利光君）

これにて、通告された一般質問を終了いたします。

ここでしばらく休憩いたします。

3時40分から次開会します。

（午後15時30分 休憩）

（午後15時39分 再開）

#### ○議長（古川利光君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第6に入ります。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

#### ○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」についてご説明いたします。

本案は、平成17年10月11日の雲仙市の発足に伴い、伴いまして、「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例」の一部の改正が必要となりましたが、議会招集の日程調整ができなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

改正の主な理由は、第2条、西部リレーセンターの位置の表示の変更で、南高来郡を雲仙市へ変更するものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

これより議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

次に、議案第2号及び議案第3号「専決処分の承認を求めることについて」は関連しておりますので一括して議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」と議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」を一括してご説明いたしたいと思えます。

この両議案は、「人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の平成17年12月1日施行に伴いまして、これに準じて制定している「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例」及び「県央県南広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正が必要となりましたが、議会招集の日程調整ができなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、「一般職の職員の給与に関する条例」に関しては、扶養手当の額の変更、勤勉手当の支給率の変更及び給料表の改正であり、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例」については、日額報酬の上限額を変更するものとなっております。

以上で、議案第2号及び議案第3号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案に対する質疑に入りますが、議案第2号及び議案第3号を分け、まず議案第2号に対する質疑に入ります。

○1番（内田豊君）

議長、1番。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○1番（内田豊君）

あの～、議案第2号なんですけども、職員さんの給与ということですね、え～関係なんですけども、1人あたりのどの程度の変化、ま、増減ということがですね出てくるんじゃないかなと思っとるんですけども、金額を教えてください。できる、ま、もう一つは、できれば総額も含めてですね、全体の総額ね、よろしくお願ひします。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律では、給料表がマイナス0.3%引き上げられ、配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引き下げられ、勤勉手当が0.05月分引き上げられております。

本組合には23人職員がおります。給与改定により給料表及び扶養手当が引き下げられた関係で給料、扶養手当、時間外手当、管理職手当及び期末手当額は減額しておりますが、勤勉手当は0.05月分引き上げられておりますので増額をした、しておるところでございます。

給料、扶養手当等の減額分と勤勉手当の増額分がほとんど同額でありましたので、給与改定前後では、ほとんど差はないという実態でございます。

ちなみに参考までに申し上げますと、総額で2万9,061円の差と、このようになっておるところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（古川利光君）

ほかにございませんか。

ほかになければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

これより議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

次に、議案第4号及び議案第5号「専決処分の承認を求めることについて」は関連しておりますので一括して議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第4号及び議案第5号は共に「専決処分の承認を求めることについて（長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について）」となっておりますので一括してご説明いたします。

議案第4号は、平成18年1月1日の島原市及び松浦市の合併に伴う地方公共団体数の変更で、松浦市、有明町、福島町、鷹島町及び南高北部斎場組合の脱退、島原市及び松浦市の加入に関する長崎県市町村総合事務組合規約の変更となっております。

議案第5号については、平成18年1月3日の長崎市への編入合併により、琴海町が脱退することに伴う長崎県市町村総合事務組合規約の変更となっております。

なお、当組合は、長崎県市町村総合事務組合に平成12年4月1日に加入しており、現在、公務災害補償に関する事務を取り扱っていただいています。

本議案は、長崎県市町村総合事務組合を構成する全市、町、一部事務組合等の議会の議決が必要となりましたが、議会招集の日程調整ができなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で、議案第4号及び議案第5号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案に対する質疑に入りますが、議案第4号及び議案第5号を分け、まず議案第4号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第4号「専決処分の承認を求めることについて（長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について）」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第4号「専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について）」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

引き続き、議案第5号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について）」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について）」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第6号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」ご説明いたします。

この議案は、南島原市の新設合併及び宇久町並びに小佐々町の佐世保市への編入合併に伴い、長崎縣市町村総合事務組合規約を変更するものです。

内容は、平成18年3月30日をもって、加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町、深江町、宇久町、小佐々町、南高南部衛生福祉組合、深江・布津衛生組合及び北松、北松南部広域連合を脱退させるというものです。

なお、先程も申しましたとおり、当組合は長崎縣市町村総合事務組合に平成12年4月1日に加入しており、現在、公務災害補償に関する事務を取り

扱っていただいています。

本議案は、長崎縣市町村総合事務組合を構成する全市、町、一部事務組合等の議会の議決が必要なため、今回提出するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第6号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号「長崎県、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第7号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」ご説明いたします。

その前に、議案の「提案理由」の一部の訂正をお願いします。一番下の行の先頭に、一番頭にございます「そ」、「そ」というふうにしておりますが、これを「を」に訂正していただき、提案理由が「平成18年3月31日に、南島原市が設置され、長崎縣市町村総合事務組合へ加入することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合を組織する組合市町村数が減、増加するもの。」となりますので、よろしくようお願いいたします。

それでは説明を続けさせていただきます。

この議案は、南島原市の新設合併に伴い南島原市を加入させ、それに関連して長崎縣市町村総合事務組合規約を変更するというものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

これより議案第7号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」に対する討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

次に、議案第8号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長(高田徳一君)

事務局長。

○議長(古川利光君)

事務局長。

○事務局長(高田徳一君)

それでは、議案第8号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」ご説明いたします。

この提案は、平成18年3月31日をもって長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合及び西彼中央衛生施設組合を脱退さ、脱退させるというものです。

長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合については、「非常勤職員等公務災害補償事業」の適用職員の範囲の拡大により、「町村の議会の議員」が含まれたことにより、解散することになったため、また、西彼中央衛生施設組合については、当該組合が運営していた時津清掃工場でのごみ処理を中止し、時津町及び長与町のごみ処理を長崎市に委託することに伴い、解散することになったため脱退させるというものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(古川利光君)

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第8号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」に対する討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長(高田徳一君)

事務局長。

○議長(古川利光君)

事務局長。

○事務局長(高田徳一君)

それでは、議案第9号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」ご説明いたします。

このて、議案は、諫早市及び松浦地区消防組合が加入することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合規約を変更するというものでございます。

主な変更内容は、組合を組織する組合市町村の変更、議員定数の変更などとなっております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(古川利光君)

これより議案第9号に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第9号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」に対する討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第10号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、27億4,085万7,000円でございます。

次に、事項別明細で款項目ごとに主なものについてご説明いたします。11ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入、1款1項1目衛生費分担金です。前年度予算19億円、今年度は22億円となっております。構成市町の内訳は備考に記載のとおりとなっております。

12ページの2款1項1目総務使用料です。組合が所有する財産の使用料で、電柱の敷設等を想定し計上いたしております。

13ページ、2款2項1目衛生手数料です。廃棄物処理手数料として1億8,000万円を計上いたしております。これは、17年度の実績と2月3月の想定をもとに算出をいたしておるところでございます。

14ページは4款1項1目基金運用収入で66万5,000円。

15ページは6款1項1目繰越金で3億5,139万3,000円となっております。

次に、17ページをお開きいただきたいと存じます。

7款2項1目雑入でございます。874万8,000円となっております。これは、余熱利用施設の水道使用料は指定管理者の負担となっており、名義は本組合となっておりますので、組合名義で一旦支出し、指定管理者から同額を受け入れるものでございます。

続きまして歳出に入らせていただきます。

21ページをお開きください。

1款1項1目議会費でございます。

前年度予算額207万9,000円、今年度予算156万8,000円で51万1,000円の減額となっております。これは構成市町の合併に伴って議員数が減少したことが主な要因となっております。

次に、22ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費でございます。

前年度予算7,692万7,000円、今年度予算7,396万9,000円で295万8,000円の減額となっております。

構成市町の合併に伴って副管理者数が減少することが主な要因でございます。

次に25ページをお開きください。

2款1項2目財政管理費は基金預金利子を66万5,000円基金に積み立てるため計上いたしております。

26ページは監査委員費でございます。85万2,000円を計上いたしております。

次に27ページをお開きください。

3款1項1目クリーンセンター費でございます。

前年度予算12億7,821万2,000円、今年度予算17億7,032万円で4億9,210万8,000円の増額となっております。

内訳は、内容は本体施設にかかわる費用のほか、本体の地元還元事業に係る費用等を計上しております。職員13人分の給料、手当等もこの目で計上いたしております。

また、28ページの11節需用費、6億3,848万6,000円計上いたしております。大部分はクリーンセンターの燃料費、光熱水費で、今年度の実績をもとに計上をいたしております。

13節委託料は建設事業委託料として、施設点検整備補修業務等、事務的委託料として施設運転業務や環境影響評価事後調査業務など6億9,017万3,000円を計上いたしております。

15節工事請負費は、施設整備工事や地元還元事業の道路改良工事などで、2億8,947万8,000円となっております。

施設整備工事の内訳に、内容につきまして、先程休憩中にお配りをいたしました参考資料によりご説明いたしたいと思っておりますので、お手元にお開きいただきたいと存じます。

まず、参考資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。

“予備炉の製作”となっておりますが、これは、プラント機器の補修をする際に炉を停止する時間を短縮するために行うものでございます。

耐火物の傷みが大きい炉下部及び均質化炉部分を新たに製作し、これが予備となる訳でございますが、この予備炉を使用している間に耐火物の補修等の施工を行おうというものでございます。

次に2ページをご覧いただきたいと思っております。

液体酸素貯蔵装置の設置についてでございます。ご説明申し上げます。

現在、本施設において、計画以上に搬入されたごみを処理するため、酸素発生装置のバックアップとして液体酸素装置、タンクローリーを仮設で設置して対応してきたところでございます。

今後、搬入されるごみ量やごみ質に対して、長期間、安定的に処理を持続、継続していくためには、短期間の許可による仮設のバックアップ用装置ではなく、液体酸素貯蔵装置を設置することが最善であると判断いたしました次第でございます。

液体酸素貯蔵装置を設置することにより、安全性や経済性にも優れ、より効率的な運転が確保できるものと考えております。

次に、3ページ及び4ページをお開きいただきたいと思います。

シリカの除去装置についてでございます。ご説明いたします。

本施設のプラント機器の冷却には多くの用水を使用しております。この用水にシリカという成分が含まれておりますが、このシリカ成分が様々な装置に付着して、機器の機能を低下させる要因となっております。

4ページの写真をご覧いただきたいと存じます。

このように、熱交換器や酸素P S Aの冷却装置へ付着しております。

これを、現在は人の手によって除去をしておりますが、非常に手間がかかる上、効率も悪いといった状況でございます。

よって、このシリカ成分を事前に除去し、各装置の機能低下を未然に防止する目的で、シリカ除去装置を設置するものでございます。

以上、簡単にではございますが、施設整備工事の内容説明とさせていただきます。

それでは、次に移らせていただきます。

19節負担金、補助及び交付金でございます。地元還元事業補助金など3,400万円を計上しております。

次に30ページをご覧いただきたいと思います。

3款1項2目リレーセンター費でございます。前年度予算3億807万7,000円、今年度予算3億5,775万1,000円で4,967万4,000円の増額となっております。

ここでも担当職員4人分の給料、手当等を計上しており、そのほか主なものとしては、11節需用費に光熱水費等1,063万3,000円、13節委託料に施設運転業務、一般廃棄物等搬送業務等2億3,336万2,000円、15節工事請負費として3,000万円。これは、本組合が島原市清掃工場の洗車場を施設用地として購入したため、現在島原市、布津町及び深江町の委託収集車は洗車を、洗車が出来ない状態にあります。そこで、今回洗車場の整備工事費として計上するものでございます。

先程ご覧いただきました参考資料の5ページをお開きいただければと思います。

東部リレーセンターの平面図でございますが、中央に東部リレーセンターの建物がございまして、これの北側、図面では上になりますが、東部リレーセンターは、計量器を通った後、ランプウェイを通過して3階のプラットフォームに登りますが、このランプウェイの下の空き地に設置するように計画をいたしております。

次に、18節備品購入費でございます。1,470万円。これは、年末年始等の繁忙期に搬送用コンテナが不足しますので、今回新たに東西各リレーセンターに1基ずつ購入するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金に中継施設整備事業費交付金2,400,2,000円を計上いたしております。

続きまして、32ページをご覧ください。

3款1項3目余熱利用施設費でございます。前年度予算11億9,740万3,000円、今年度予算3,211万5,000円で11億6,528



万8,000円の減額となっております。

余熱利用施設運営に伴うもので、11節需用費に2,675万4,000円計上しており、大部分は水道代、電気代となっております。15節工事請負費には300万円計上いたしております。

次に、33ページをご覧ください。

4款1項公債費でございますが、1目は2億8,633万7,000円で償還金元金。34ページの2目は2項、失礼いたしました、2億728万円で、償還金利子でございます。

35ページは5款1項1目予備費で、1,000万円を計上いたしております。

そのほか36ページには分担金の明細書、37ページから給与費明細書、44ページには債務負担行為に関する調書、45ページには地方債に関する調書を添付いたしております。

以上、簡単でございますが議案第10号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計予算」の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川利光君）

これより議案第10号に対する質疑に入りますが、歳入歳出併せて質疑は3回以内でお願いをいたします。

ございませんか。

○12番（川田典秀君）

はい。12番。

○議長（古川利光君）

12番。川田、川田議員ですかね。

川田議員。

○12番（川田典秀君）

36ページの分担金明細書でございますが、県央県南広域環境組合は長崎県が打ち出したごみ処理広域化施設の指導の下に、県央県南地域2市15町により排出される可燃物ごみを処理する目的で、平成11年に設立されましたが、その後、全国規模によって市町村合併が行われ、本組合構成市町村間でも合併が進み、最終的には2市15町が、諫早市、雲仙市、島原市、南島原市の4町になることによりまし、より、南島原市は8町が合併し本組合へのごみの処理を委ねるのは深江町と布津町の2町でございます。

しかし、本組合分担金の割り当ては組合構成市町が2市15町時代に、を基に算出されております。

このことにより、合併による各自治体の分担金の弊害が生じてきたように考えられますが、本組合分担金の内訳である建設費、運営費、運転費の内、建設費、運転費のそれぞれの平等割の内訳について、合併したからといって4市で単に4分の1ずつの負担割合とするのではなく、当初計画時の2市15町を基本として清算していただきたいと思っております。そのような背景を基に南島原市は17分の2の負担割合が妥当と思われませんが、管理者、事務局長でも構いませんが、どのようにお考えでございましょうか。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

え～、先程、先程一般質問の時にもお答えを申し上げたかと思いますが、え～今のご意見、ご質問、また副管理者会での副管理者からのご意見、さらには布津町長さん、深江町長さんから管理者への要望等もなされております。それらを踏まえ、18年度入りしましたならば早急に担当課長会議、副管理者会議を開き、この分担金について、あらゆる想定のリシュミレーションができるかと思っておりますので、そういうものを提示し、ご協議、ご検討を願いたいと、このように考えているところでございます。

○議長（古川利光君）

申し上げますが、議案の質疑をお願いいたします。

○12番（川田典秀君）

12番。

○議長（古川利光君）

川田議員。

○12番（川田典秀君）

先程から一般質問で、あの1番議員が言われておるとおりにそのようにお聞きしておりますが、え～ご承知のように南島原市はこの8町で合併をする予定でございますが、本事業に関係ある町は深江町と布津町の2町でございます。

それを踏まえまして、建設費あるいは運転費の平等割でございますが、この中より調整をしていただきまして、再度8月の議会で提出さし、される訳ですね。

そのようにお願いをいたしておきたいと思っております。

○議長（古川利光君）

議案の質疑でお願いしますね。はい。

木村議員。

○4番（木村和俊君）

はい。

まず、あの歳入、歳入の17ページ。

雑入で874万8,000円。これは先程の説明で余熱利用施設分という説明でございました。で、ですから雑入の874万8,000円には、副産物のスラグであるとか金属、金属水酸化物であるとかそういった副産物の販売による収入は入っていないというふうに思いますけれども、そういうふう理解していいのかどうかお聞かせください。

それから、28ページ。さい、歳出も一緒にいいんですかね。

○議長（古川利光君）

いいです。同時に。

○4番（木村和俊君）

歳出のところの、委託料、13節。事務的委託料4億141万1,000円。この中で副産物の搬送業務ということも計上してあります。この金額はいくらなのか。そして、それはどういう内容なのか説明をしてください。

それから同じ15節、工事請負費。この内容は、今説明がありましたように、予備炉の製作費であるとか、液体酸素の貯蔵装置の設置であるとか、こういったものの工事費のようです。

それで先程、私一般質問でもお訊ねしましたが、この施設に必要な液体酸素は元々この施設の中で製造するということになっていたと思います。そして、この施設の発注は、性能発注ということで、その条件は1日300トンのごみを処理すると、そういう能力の施設を造ってくださいということでの発注であったはずで。ところが、そうした能力、簡単に言えばそうした能力が発揮できないからこうした一連の施設を造るということになっている訳ですね。

私、これおかしいと思うんですよ。発注したとおりの性能が発揮できていないならば、それはメーカーの方の責任であるべきです。なんで組合がこうした建設費、費用を負担しなければならないのか。しかもこの液体酸素について言うならば、先程言いましたようにメーカーは自分の責任で搬入することで実際やっている訳でしょう。私はそのへんでね、こういった費用を組合が負担するというのは誰が考えてもおかしい。メーカーの責任でやらせるべきだろうと思いますけど、もう少しそのへんについて説明をしていただきたいと思います。まあ、以上です。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

はい、失礼いたしました。

17ページの歳入のご質問と思います。この歳入には、余熱利用施設の水道料金も入っておりますが、副産物の売払いによる収入、あるいはコピー機の使用料等も雑入で受けることとなっております。この中に含まれております。

（発言する者あり）

○事務局長（高田徳一君）

はい、副産物は40万円です。40万。

（発言する者あり）

○議長（古川利光君）

議長を通してください。

○事務局長（高田徳一君）

40万です。はい。

（発言する者あり）

○事務局長（高田徳一君）

副産物は、後で施設課長がお答えいたします。

施設の整備についてもう少しご説明をさせていただきます。特に液体酸素についてお尋ねでございましたので、もう少し詳細にご説明させていただきたいと思います。

液体酸素の貯留気化設備を今回常設化するというごお願いをいたしたところでございます。この、私共の、本組合の焼却溶融施設は、処理過程において通常は空気中の酸素を取り出すP S A装置により酸素を製造して運転処理をしておりますが、計画以上のごみ量を長期にわたり処理しようとして、これが万一不具合や故障した場合は高温反応炉や均質化炉に酸素供給ができなくなり、ひいてはごみ処理が出来なくなる事態が懸念されたところであります。このような最悪の状況を想定して、J F Eエンジニアリングにおきましては、そのダメージを最小限に留める対策として昨年5月下旬に県の許可を得て、バックアップ用に仮設の液体酸素装置を設置して対応してきたところでございます。

今日に至るまで実際に稼動して分かってきたことといたしまして、本施設のスラグ融点が他の地域の施設と比べた場合、その融点が約150℃近く高くなっており、結果として炉の温度を上げなければならない状態が続いているということでもあります。このため、通常よりも多くの酸素あるいは天然ガスが必要となっているということでございます。

今後本施設に搬入される難溶解物、いわゆる溶けにくいごみでございます。あるいはごみ質やごみ量に対しまして長期間、安定的に運転を持続していくためには短期間の許可による仮設のバックアップ用装置ではなく、液体酸素貯留気化設備を設置することが最善の方策であると考えているところでございまして、設置後は必要な時に必要な量を供給できることとなります。

また、安全性や経済性にも優れ、効率的な運転が確保できるものと存じております。

なお、このことにつきましては施設の建設当時から施工監理をしていただきましたコンサルタント会社にも検証をいたさせました。その結果2炉運転時は液体酸素を使用することは、まずありませんが、3炉運転時の難溶解物等のごみ処理及び今後の処理能力について余裕を持たせるためにも設備の設置は有効な手段であるとの助言もいただいております。

以上でございます。

○施設課長（森松光明君）

施設課長。

○議長（古川利光君）

施設課長。

○施設課長（森松光明君）

副産物の搬送業務の委託料につきましてでありますけれども、補正予算を昨年組ませていただきました。それは、10月以降も含めてということでしたけれども、今年は、失礼いたしました、18年度は4月当初から副産物が搬出されるというようなことを見込んで、昨年よりも60万程度を上乗せして計上をさせていただいております。

以上です。

(発言する者あり)

○施設課長(森松光明君)

え～金額につきましては、予算ベースでは1,760万程度でございますけれども18年度の契約については、現在業者と協議をしております。その中で、先程も少し申し上げましたけれども搬送先が秋田というようなことになっておりましたので、経済効率の面から考えても九州内でなんとか搬送先を物色してくれないかというようなお願いをしております。

したがって、契約の中には搬送先が変更になった場合については契約金額を変更できるというような条項を加えて契約をしようと考えております。

以上です。

○4番(木村和俊君)

議長、4番。

○議長(古川利光君)

木村議員。

○4番(木村和俊君)

あの～、副産物のね、副産物の収入の、歳入のところでは、これはあの40万予定をしていると。で、これは、スラグと金属水酸化物入れての金額なんではないかな。ま、そのへん、あの再度ね、あの～説明をお願いしたいと思うんですけど、いずれにしてもね、40万の副産物を販売するのに搬送業務の費用が1,760万ですね。これはね、やはりちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。

副産物は、これは廃棄物じゃないんだと、商品なんだと言いながらね、しかしわずか40万の収入を得るために1,760万の経費をかけなければ引き取ってもらえない。これはあくま、明らかにね副産物というか廃棄物の処分費でしょう。私はそういう関係になると思うんですよ。まあそのへん、その～どうなのかですね、この40万は、もしこの中にその～水酸化、金属水酸化物だけなのかそれともスラグのお金、スラグのお金も入っているのか、そのへんの内訳も聞かせて欲しいし、私が今言っているように、40万の売り上げを上げるために1,760万もの搬送業務の支払いをせんといかんと、いう関係というのはどうなのかということをちょっと説、あの説明をしてください。

それから、液体酸素の、この施設のね、これあの～管理者にちょっと考え、あの～どうお考えなのかお聞かせ願いたいと思うんですけどね。元々この施設は日量300トンのごみを処理する能力の施設を造ってくださいということで性能発注してるんです。

そうすると、そういう性能を発揮させるのはね、発揮させなければならぬのはメーカーの責任だと私思うんですよ。誰が見ても。その能力が発揮できないからといっていろんなそのタンクのね、液体酸素の搬入する設備を造ったり、補正予算では水系統を一個増やしたり、そういったいろんな施設が次から次に追加されていくと、そしてそれが全部組合の負担になってくると、いう関係になってくるとね、これ際限もないと思うんです。

そのへんのことについて、メーカーの責任と組合の責任、そのへんの線引

きの考えはどうなっているのか、ちょっと説明をしてほしいと思います。

○議長（古川利光君）

木村議員に申し上げますけれども、あの議案質疑中でございまして、意見、希望そういうものは討論の中で、あの議会の運営上はお願いしたいと思っております。

局長。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

お訊ねの件についてお答えいたしますが、あの、まず最初に訂正をさせていただきたいと存じますが、あの～副産物の、雑入の中に副産物の売払い料が入っていると申し上げましたが、大変申し訳ございません、あの雑入の8,748万、874万7,000円につきましては、余熱利用施設の水道代のみでございまして。と申しますのが、17年度の副産物の売払い経費も3月末までの処理の経費で入ってまいりますので、現段階で予算を計上しておりません。したがって、入ってきた段階で計上と、こういうこととなりますのでお詫びして、訂正をさせていただきます。

それから次に、酸素発生装置の能力があるのかというお訊ねだったと思います。施設の運転に必要な酸素はP S A方式という空気から酸素を吸着する方法で製造いたしております。年間処理計画の8万665トン、これを処理するにはその能力に支障はないと、このようにコンサルの検証も得ております。

しかし、18年度においてもごみ量は本年度とほぼ変わらない8万8,000トンを想定をいたしておりますので、常時3炉運転をするには不足することが予測されるため常設化を図ろうとするものでございます。

え～、それからあの費用・・・。

以上でございます。

（発言する者あり）

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

あの搬送費、金属が出てきて、これは製造するものではないんですよね。これは焼却した結果、そのものが出るだけであって、本来はこれは処分せないかん。それは経費を出して処分せないかん。しかし、ま、副産物として40万程度入りますかね、いくらか知りませんが、入ってくるというだけの話であって、だからその、40万のために千何百万も使うという意味ではなくて、廃棄物を処理する訳ですから、そのための輸送費ですから、そのへんはあの、考え方をきちっといただきたいと思います。

以上です。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの、管理者が今説明していただきましたが、あの～副産物搬送送費という表現をしとったのがちょっと誤解を招いたかもしれません。実はこれは、シビアに申し上げますと再資源化費でございます。メタル、硫黄、先程申し上げましたそういう品目を再資源化するための費用であると、このようにご理解たまわりたいと存じます。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

え～っとね、そうしますとね、今管理者が言われるように、これは副産物じゃなくて廃棄物だと、いうことですね。そのへんはつきりしとってくださいよ。

これまではね、そういう位置付けじゃなかったんです。あくまで、これは有用な商品なんだと。廃棄物じゃないと。これは廃棄物ということになると産廃になるんですよ。

いろんなこの、運送から始め処分まで全部いろんな規制がかかってきます。産廃ということになると。しかし、これまでは、これは産廃じゃないんだと。あくまでも再利用の商品なんだと、いう位置付けであったから、そういった産廃にかかるような規制がなかった。運送その他も規制なしで運ばれてたんです。これがもし産廃だと今管理者が言うようにね、産廃だということになると、いろんな規制がかかってきますから。そのへん改めてね、これが商品なのか、産廃なのかちょっと説明をしていただきたい。それが一つ。

で、もういっちょ、もういっちょ、先のもありますから。

もう一つ、あの～私が液体酸素のことでね、まあ、やりとりは、意見は後で言いますけど、あの～これは今後も起きてくる危険性があるから私訊ねてるんですよ。去年の補正では水系統を一つ増やすということで4,000万位の工事費が組合から出されました。そして、今度は液体酸素の貯蔵タンクを造るということで、ここでまた新たな予算が組合から出される。

ですから、先程から言っているようにこれは元々300トンの能力のある施設を造ってくれという条件での性能発注の施設なんです。その能力を発揮させる責任は、これはメーカーにあるのは当然なんです。だから、これらの一連の追加の施設というのにね組合がお金を出すというのは、私は筋が通らんと。約束どおりの性能を発揮させるのはあくまでメーカーの責任だと。

だから、そこんところの費用の負担についてメーカーと組合の線引きはどうなっているのかと、そこんところを教えてくださいというふうに言っているんです。そこがないとね、際限なく組合に負担がかかってくるでしょう。ですから、そこんところの考え方なり、線引きについてきちんとした説明をしていただきたいと思います。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。管理者。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

あの～私が申し上げとりますのは、これはメーカーじゃないんですよ。焼却した結果ですよ、その残物が出てきたと、その中で勿論有価物が出てきますから、それはあのそれなりで40万か50万か分かりませんが売りますよということであって、ただその物をやっぱり搬送せないかん。やっぱりきちっとした会社に持って行ってせないかん。処分せないかんという、こういう意味です。

ですから、その処分、輸送するのが2,000万かかる、3,000万かかるんですよ、それはそれなりのやっぱり処分をせないかん訳ですよ。それは我々がやっぱり経費を出してやらにゃいかんという意味です。

その結果、いくらか副産物として40万か50万か、それはいただくかもしれない。そのために、その輸送費が高く、それはおかしいということにはならないです。私は、そのように思っております。

それからあの、先程のこの酸素の問題でございますが、あの先程あの事務局長が申しあげましたように、この、造る時にですね221トン、8万何がし、ちょっとですね、800いくらですか、の、その容量でこう造った訳でございますから、それ以上になった場合にはどうしてもこの酸素の供給、PSAがうまく作動しないといえますか、そんなことで、それなら供給せないかんということまでこれを造ろうということでございますから、やっぱりあの我々としてはこのごみ焼却施設をですねきちっと運転することがやっぱり我々の責任でもある訳でございますから、そのへんはですね、あの勿論、あの会社とも話をいたしますけれども、我々はですね、そのようなことで、この組合としてきちっとしなければならないと私はそのように思っております。以上です。

○議長（古川利光君）

ほかに。

（発言する者あり）

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

はい、事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの～、費用負担についてのご質問でございます。あの～仮設の段階でJFEが申し入れをいたしました。で、仮設でございますし、当然費用は自分達で持ちたいということでございましたので、その申し入れに、を受け入れておりました。

しかし、施設を本設、いわゆる正式に設置するということになりますと組合の施設となります。したがって、組合で費用を負担すると、こういうことになる訳でございます。

なお、参考までに申し上げさせていただきたいと存じます。費用が非常に



多いというふうに木村議員おおせでございますが、参考までに旧諫早市の施設で処理をしていた1トン当たりの処理経費と、現在私共で、この組合で処理しております1トン当たりの処理経費は、ほぼ同額でございます。

これは、人件費は含めておりません。私どもの組合の職員は23名、旧諫早市の施設では13名でございました。したがって、職員の給料まで、費用まで入れますともっと私どもの組合の1トン当たりの処理経費は下がってくる、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川利光君）

ほかにございませんか。

○8番（大久保正美君）

議長。

○議長（古川利光君）

大久保議員。

○8番（大久保正美君）

あの～、この液体酸素貯蔵施設ですね、も含めてですが、シリカいわゆる除去装置。これ、こういったものですよ、機種選定の時点でこういうのは全然、コンサルも入れて、設計屋も入れてですよ。そういう中で、こういう状況が1年したら生まれるんだということは全然分からなかった、想定できなかったということで解釈していいんですか。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

え～、まず一つの要因は想定したごみ量、80,665トンに対し、本年度も、また明年度も88,000トン程度のごみが搬入されるということが要因の一つでございます。

したがって、処理施設も当初は限りなく2炉運転で運転を計画しておりましたが、ほぼ継続的に3炉運転を余儀なくされ、それに伴って用役費、いわゆるガス代、電気代、そういうものが増えてきていると、こういうことでございます。

○8番（大久保正美君）

議長。

○議長（古川利光君）

大久保議員。

○8番（大久保正美君）

私も吾妻町議会では1日300トン、稼動するということでですね聞いておりました。

そして、こういった施設は、やっぱり、あの～先程から意見も出ておりましたけども、追加追加でですね、燃えないと、処理できないというぐらいのことはですね、コンサルも居れば、設計士も居る、その中でですよ、機種選

定もなされたということであれば、まあ、5年も6年も経ってですよ、そういった想定できなかったような事故があったなら話は解りますけど、まだ稼働したばかりで、こういうことを設置をせなならんというような、想定が全然なかったのか、そういう中でこういう設置をせないかん事実が生まれてきたのか、そのへんをですね、専門家のコンサルもいらっしゃるし、そのへんから、機種選定からですね、誤っておったのか、やっぱり機種選定は本当にこれは良かったのかと、そのへんをお願いします。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの～、このごみ量、今、先程申しました88,000トンのごみ量が入るということは施設を建設する時の想定の数値も、ジェイエフ、いわゆる工事を請け負いましたメーカーでございますJFEも80,665トンであくまでも想定しておったということでございます。想定外のごみ量が搬入をされたということでございます。

また、あのコンサルの意見はどうかというお訊ねだったかと思いますが、当然、施工管理をいたしましたコンサルにも検証をさせております。

で、処理能力としては問題なしと。で、あの、ちょっとこれは余談かと思いますが、非常に故障の少ない優秀な炉であると、こういう話も承っているところでございます。

○8番（大久保正美君）

議長。

○議長（古川利光君）

大久保議員。

○8番（大久保正美君）

あの～、処理能力には問題なかったら、こういった施設は造らんでいいんじゃないですか。どうですか、そのへんは。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

あのですね、この広域でごみ処理しようという計画ですね、これはですね、まず第一にダイオキシン対策なんです。で、そのためにはどうしたらいいかということでいろいろ検討した結果、この機種を選定した。

で、この、あの、一番最初に事務局長が説明いたしましたように、あの、ダイオキシンは0.、ゼロが五つ付くんですよね、五つ付いて18ナノ。ですから、あの、ピコにいたしますればですね、ピコというのは1兆分の1ですけども、それでいきますとですね、0.0018ナノ、ピコグラムですね。

人間のですね、1キロ、体重1キロにはですね、4ピコ許容量がございま

す。ですから、60キロの体重の人が240ピコ許容してもですね、それが限界。そこまで出来る。もう、それ以下なんですよ。0.0018ピコですから。

だから極端にですね、もうダイオキシンはもう本当に出てこないと言っても過言ではないと思います。

で、そのようなことで、あの、この機種はですね、選定されて、入札して、この会社にした訳でございますね。

もちろんあの、造る時からそんなのは想定されればもちろんそれは造る訳でございますけれども、先程から申し上げますように、あの、一つ一つのその機種はですね、あの、機械は、あの100トン、100トン、100トンというのは一応能力はある訳でございますけれども、全体ですね焼却を221トン、80,665トンということでの全体の許容量をですね想定して造ったものですから、それ以上の部分についてはやっぱりある程度ですね、あの追っかけになりますけれども、機械をですね補充してやった方がいいと、まあそういったことの安全性をもってこうやってる訳ですね。ですから、あの今後のそういったこの88,000トンということも想定しながら、やはりあの炉をある程度の代替、代わる、この炉を造った方がいいだろうとか、あるいはまた酸素発生装置も造った方がいいだろうとかですね、そういったことになった訳でございます。あるいはまた、あのシリカをですね除去するような、そういったものもやっぱりやっばりやっばりやっばりというようにございまして、そのへんはですね、やっぱりあの今後のこのごみ焼却施設を安全に運転するために、できるだけですね、あの、地域の住民の皆様方にご迷惑をかけないような形でこの組合として処理したいということでお願いをいたしている訳でございます。

以上です。

○議長（古川利光君）

ほかにございませんか。

○8番（大久保正美君）

はい。

○議長（古川利光君）

3回、質疑の回数は3回でお願いしています。

（発言する者あり）

○議長（古川利光君）

ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（古川利光君）

ほかになければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

これより議案第10号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計予算」に対する討論に入ります。

○1番（内田豊君）

議長、1番。

○議長（古川利光君）

1 番、内田議員。

○1 番（内田豊君）

私の方からはですね、あの、まあ環境組合の管理者がですね、一生懸命努力されてるといふ姿勢はですね、感じます。

ただ、あの一般質問でもですね、申し上げましたようにですね、そのリサイクル社会のですね、その社会に適応してですね、頑張ってるのかどうかということについてですね、予算にやっぱり反映されなければいけないのではないかなということが一つあります。

それともう一つですね。その分担金のあり方ですね。8月の議会までにはですね、何らかのということでご答弁いただきました。

しかし、あの、当初予算ではですね、このようにやっぱりきちんとそのままですね4分の1という分担金のですね、均等割のあり方ですね。このことについてですね、これをこのまま計上されておりますね。

で、そういった意味ではですね、まあ、努力をされるということなんですけども、基本的にやはりいかなものかという思いがあるんですね。

そういった意味でですね、やはり、断腸の思いながら反対をせざるを得んのかなと思います。そういうことでよろしくお願いします。

○4 番（木村和俊君）

議長、4 番。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4 番（木村和俊君）

あの～、一般質問でも申し上げましたけどね、あの～この組合の財源の大半はですね、構成市町からのあの分担金なんですよ。それでもう、金額も高く上るんですね。それぞれの所は組合からね要求があれば、やはりいろんな苦勞をしてやっぱり分担金出すんです。

そうであるならばね、やっぱり我々は、その分担が本当にね、きちんと使われているのかどうか、これをねやっぱりきちんと管理者に説明を求めると。そして、住民が納得いくような説明を我々が求めるというのは、これは私当然のことだと思うんです。

ところが、これまでのずっとやりとり、あの説明聞きましてもね、今度の予算、例えば天然ガス。これの予算も昨年の3倍以上でしょう。1億2,000万だったのがね、今度はもう3億8,000万ですか。

これについてもね、どうしてそういうふうになっているのかということについてもきちんとした説明がされない。

それから、今度の工事費。2億8,900万の内訳には、中には液体酸素の貯蔵装置を造るということでしょう。なんで、こういったことはね、メーカーの責任にならんのかと、300トンの能力のある施設を造ってくれというのが組合からの発注の大前提だったんですよ。その能力を発揮させる施設にしていくのはこれはメーカーの責任なんですよ。

私はそういうことがあるから液体酸素を外部から搬入するのもね、JFEの方は組合にいろいろ注文をついで、やはりこれはもうメーカーの責任だ

ということで費用はメーカーが負担しているというふうに理解をしてたんです。

ところが、今度はこれを組合に出してくれという訳でしょう。こういったことがねずっと続いていったら、組合はもう際限なくいろんなお金を請求されることになるというのは当然でしょう。

私は、こういった予算をねそのまま議会が認めるということになるとね、構成町の住民に我々説明できませんよ。私は、納得いくような説明がなかったと、このままでは住民に説明できないということで反対をいたします。

○議長（古川利光君）

え〜と、さん、反対、反対、賛成がありますか。

○6番（青木弘義君）

はい。

○議長（古川利光君）

はい、青木議員。

○6番（青木弘義君）

私、一般会計当初予算に賛成する立場で討論をいたします。

県央県南環境組合は、ごみ処理施設を運営するために平成11年に設立された一部事務組合であります。

ごみ処理に関する行政は、皆さんご承知のとおり、土日祝祭日、昼夜24時間区別なく、日々処理がうまく行って当然と考えられています。

この県央県南広域環境組合一般会計当初予算全体について反対することは、処理を実施しています業者との運転契約や、一部の経費の中で天然ガス、電気料などの燃料費の支出にまで影響し、3市2町の市民、住民26万人の生活及び圏域の事業者に不安を、不安や不便を与えることとなります。

このことが与える波紋は非常に大きく、ごみ処理を一時的にでもストップさせることは許されないところであります。

ごみ処理施設の運転状況は現在順調であると事務局長も報告があり、昨年当初の不安も払拭されています。

最後に、経済的でなおかつ安定したごみ処理施設の運転を要望して、賛成の討論といたします。

終わります。

○10番（大久保正美君）

議長。

○議長（古川利光君）

大久保議員。

○10番（大久保正美君）

賛成の立場で討論いたします。

この予算についてですね、液体酸素やらいろいろ問題点がございまして、先程賛成討論をされた青木さんも言われたように、住民にいろんな混乱を起こすというようなことですね、あります。

ですけど、先程私も質疑で言いましたけれども、いろんな問題がありますから、また、あの子の議会でも、やりたいと思いますの、ますけれども、意

見を言いたい。

ただ、住民にですね、毎日出るごみでございますので、低迷をさせて、混乱を招くようなことはされませんので、不満ながら賛成いたします。

○議長（古川利光君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ほかになければ、これで討論を終結し、これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号「平成18年度県央県南広域環境組合一般会計予算」は、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

賛成多数。

起立多数であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

次に、先程追加いたしました議案第11号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので大久保正美議員の退場を求めます。

提案理由について管理者の説明を求めます。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。管理者。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

それでは、議案第11号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任について同意を求めることについて」を説明いたします。

本組協議員のうちから選任する委員の任期が平成17年10月10日で任期が満了となっておりますので、次期委員として別紙候補者大久保正美氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を必要とするため、この議案を提出するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご同意たまわりますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古川利光君）

これより議案第11号に対する質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

これより議案第11号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任

につき同意を求めることについて」に対する討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号「監査委員(議員のうちから選任する委員)の選任につき同意を求めることについて」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号「監査委員(議員のうちから選任する委員)の選任につき同意を求めることについて」は、8番大久保正美議員を選任することに決定いたしました。

大久保議員の入場を求めます。

それでは大久保議員には監査委員を務めていただくことになりました。今後とも組合運営がスムーズにまいりますように、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されされました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。

これをもって、平成18年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

議員各位のご協力、誠にありがとうございました。

(午後16時48分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 古川 利光

署名議員 小嶋 光明

署名議員 川田 典秀